

V-19 部活動規定

1. 部活動の意義

- (1) 個性の伸長と自己実現、自己有用感、自己存在感を高める場とする。
- (2) 学年の枠をはずし、同じ興味・特技を持つ生徒で組織する。
- (3) 自分に合った能力や技能を発見し、これを伸ばすために計画的に練習し、より高度なものにする。
- (4) 放課後に行われる自主活動である。
- (5) 生徒指導と密接な関係を持つ教育活動である。

2. 部活動のねらい

- (1) 生涯スポーツ・生涯学習の視点に立って、健全な趣味や特技を伸ばし余暇を有意義に活用できる能力や習慣を育てる。
- (2) 集団活動におけるリーダーシップ・フォロースhipの精神や奉仕精神、フェア精神、社会性、協調性などを育てる。
- (3) 技能・体力の向上、個性や能力の伸長を図り、将来において自己実現ができるように心身の基盤づくりをする。
- (4) 部活動を通して豊かな人間関係を育て、楽しい学校生活が送れるようにする。
- (5) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

3. 指導に関すること

- (1) 部活動の指導は本校教師があたり、全職員体制で取り組む。
- (2) 卓球、空手、水泳等、外部クラブに所属する生徒が、中体連主催・共催の大会に出場する場合、全職員体制で引率することとする。また、他の部活動において、顧問・副顧問が引率不可の場合、全職員で協力して引率することとする。
- (3) 外部指導者については、顧問会で検討し校長から推薦し、市教育委員会が任命する。
- (4) 学校内の施設を利用しての時間外活動において、部顧問または副顧問、部活動指導員が指導できない場合は原則として活動は禁止とする。(特に土・日・祝祭日・長期休暇など)
- (5) 指導にあたっては、常に教育者としての自覚を持って生徒の理解に努め、人格を尊重し、愛情を持った適切な指導を行うこと。また、試合に勝つことや強くすることのみを重視した過重な練習を強いたり、体罰等を絶対に行わないこと。
- (6) 日頃から活動状況について十分に掌握するなど、教職員間で密接な連携をとりながら指導を行い、不適切な事案については、管理職に報告し、速やかに是正すること。
- (7) 顧問等は、外部指導者(市教委が任命した者)と連携を密に図りながら、上記の趣旨を徹底し、活動の適正化を図ること。

4. 活動に関すること

- (1) 練習日は月・火・木・金曜日とし、水曜日は全部活動休養日、また土曜日・日曜日のうちどちらかを休養日とする。原則として土曜・日曜・祝祭日の活動は顧問又は、市教委が任命した外部指導者がつくこととする。南城市の研修会が木曜日にある場合は、水曜日を活動日とし、研修日の木曜日を振り替えて休養日とする。
- (2) 毎月第3日曜日は『家庭の日』として、大会当日以外は必ず休みとする。
- (3) 部活動の時間を延長する際には、校長の許可を得た上で、活動することができる。延長時間は30分以内とする。('部活動延長願い'の提出)
- (4) 早朝練習については、原則として禁止とする。但し、顧問が必要とする場合は、保護者会と連携を取り、校長の許可を得て顧問(副顧問)の指導のもと行うことができる。この場合、活動時間は7時から8時00分までとする。('早朝練習許可願い'の提出)
- (5) 期末テストの4日前から部活動を停止する。但し、期末テスト時に技能教科と5教科のテストが連続でない場合、技能教科の部活動停止期間は2日前とする。

- (6) テスト前部活動停止日の部活動については、保護者と校長の許可を得た上で活動することができる。
（「テスト前部活動許可願い」の提出）
- (7) 長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）の時間外の練習は、顧問又は、市教委が任命した外部指導者が同伴すること。
- (8) 下記の活動を部活動より優先する。
- ① 学校全体の行事 ② 学年全体の行事 ③ 生徒会活動や学級活動
- ④ 部活動と塾の関係については、本人と顧問で相談する
- (9) 休業日の部活動の登下校や活動は制服・学校指定ジャージ・練習着とし、持ち物に関しても日頃の学校規則に準ずる。

5. 大会参加について

- (1) 本校の部活動に加入している生徒は、校長の許可を得て、大会に参加することができる。
- (2) 本校の生徒心得等を守れていない部活動生徒に関しては、部顧問会で大会参加の可否を検討し、校長がその可否を決定する。（喫煙・金銭せびり・飲酒・暴力等の事案に関しては、指導後の一番近い大会への参加を辞退させることもある。直近の大会がなければ、その都度、部顧問会で検討する。）

6. 対外試合について

- (1) 場所、期日等、移動手段や安全に留意して行う。
- (2) 顧問は練習試合の計画・立案を行い、移動が伴う場合は保護者と連携する。
- (3) 必ず顧問又は、市教育委員会が任命した外部指導者が引率し、顧問ができない場合は副顧問と連携して行う。

7. 下校に関する事

- (1) 下校時間を厳守すること。

2月～10月

4校時・・・16:15 終了 16:30 完全下校
5校時・・・17:15 終了 17:30 完全下校
6校時・・・18:00 終了 18:15 完全下校

11月～1月

4校時・・・16:15 終了 16:30 完全下校
5校時・・・17:15 終了 17:30 完全下校
6校時・・・17:45 終了 18:00 完全下校

- (2) 土曜・日曜・祝祭日の練習は、活動が終わり次第速やかに下校し、完全下校は17時とする。
- (3) 完全下校時間を、15分前・5分前のチャイムで知らせる。
- (4) 部活動への登下校の際、買い食いを禁止する。
- (5) 保護者に迎えをお願いする際は、最終下校後に電話をせず、前もって連絡・調整をさせる。
迎えの際は、校内の安全を確保するため車両の乗り入れを禁止とする。（中央公民館跡地での待ち合わせをお願いする）

8. 入退部について

- (1) 入退部は、保護者の同意を得て、所定の用紙を顧問に提出し許可をもらう。
- (2) 入部の手続きは、部活動育成会総会の部活動保護者会で、保護者が直接入部願いを提出することにより本入部とする。2・3年生の現加入者も保護者会で再度入部手続きを行い更新する。
（部活動保護者会は、4月中に行うこと）
- (3) 入部時に、部活動育成会の会費として、1人1000円を徴収する。その他の活動費については、各部活動の必要に応じて、保護者会と相談した上で決定とする。その際、金銭の管理は、原則として保護者会で管理をする。（年度末に決算があります）

9. 集会について

- (1) 自主的・自発的に部活動がスムーズに行えるように、各大会のチーム目標の設定、活動場所の清掃、部室の清掃・管理点検、下校時間の厳守、ボランティア活動など、その他キャプテン会や部活動集会等を通して、活動の充実を図る。

- (2) 夏季・新人大大会前や長期休暇前など、各部活動で、身だしなみ確認等を実施する。
- (3) 部活動全体に関わることは、毎月 1 回、職員集会終了後に、部顧問会を開く(集会終了後に会議や研修等が無い場合)。また、臨時的に部顧問会を開くこともある。
- (4) キャプテン会の時期に関しては、下の表を参考に実施する。ただし、必要があれば、その都度実施することとする。

4月	部活動結成会(各部活動)	11月	下校時間の確認について
6月	夏季中体連に向けて	12月	新人大大会に向けて
7月	夏休みに向けて	1月	下校時間の確認について
9月	新チームについて(新キャプテン)	3月	春休みの活動について

10. 学校車使用について

- (1) 学校車使用は、「ミライム」へ予約の入力をしてから使用すること。
乗車する職員は、アルコールチェックを行い、記入してから運転すること。
- (2) 練習試合の学校車使用については、原則として各部1台とする。
- (3) 学校行事を最優先とし、各種大会、練習試合の順に使用すること。
- (4) 各種大会が重なり学校車を使用したい部活動が複数あった場合は、遠距離を優先する。
- (5) 学校車は使用した部活で車内清掃を行う。破損がある場合は速やかに管理職へ報告する。
- (6) 学校車を使用した場合、確実に運行日誌を記入すること。

11. 部室管理について

- (1) 月1回の点検を、各部顧問が必要に応じて行う。
- (2) 戸締りは、各部下校時に必ず行うこと。
- (3) 部室は、活動の開始時のみ開けることとし、授業中、休み時間の利用は禁止する。
※5校時前の準備時間における部室の使用については、部顧問と相談して使用すること。
- (4) 部活動で使用する道具については、部室でしっかり保管し教室には持ち込ませない。

12. 規則違反について

- (1) 下記の違反をした部(部員)は、原則として部活動を1週間程度、反省する期間を設ける。反省する期間や内容の判断については、違反の内容を鑑みて、部顧問会にて判断する。(基本的には関係した生徒、個人で行う)
○「学校生活規定」違反 ○「部活動規定」違反 ○その他、中学生らしくない行動があった場合

13. 部の設立・廃部について

- (1) 部設立の条件は
 - (ア) 年間を通して団体競技種目に出場できる人数を有すること。
 - (イ) 継続的に指導教師(部顧問)が確保できる環境にあること。
以上、条件が満たされる状況にあり、かつ申し出により、部顧問会で設立に係る検討を行う。
学校長は、部顧問会の結果を受け、部(新規)設立の可否を判断する。なお、承認された部については、初年度は同好会の扱いとし、活動状況等を把握する。
- (2) 同好会から部への昇格の条件は
 - (ア) 当該年度から2カ年、継続して活動実績や練習態度等の活動状況や設置条件が満たされている。
以上、条件が満たされる状況にあり、かつ申し出により、部顧問会で設置(昇格)に係る検討を行い、部顧問会の結果を受け、学校長が部(新規)の昇格を認める。
- (3) 部廃部の条件は、
 - (ア) 部設立の条件を満たすことができなくなった場合とする。
学校長は、部顧問会の結果を受け、部廃部を決定する。なお、当該部員に継続の意思があり、再部員募集(1ヶ月)等を通して、部設立の条件が満たされた場合はその限りではない。但し、継続が認められた部は、上記の新規設立の取り扱いに準ずる。

14. その他

- (1) 部の設置条件として本校の教員数、組織、施設設備等を考慮のうえ設置する。
- (2) インフルエンザ等の学校感染症について、部員の3分の1以上感染者が出た場合は部活動停止とする。但し、大会等が近い場合は考慮する。沖縄県、南城市等から通知があった場合は、それに従い活動する。
- (4) 傷害等が生じた場合は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の適用範囲内で保障される。その際、顧問は当該生徒及び保護者、養護教諭との連携を図る。
- (5) 休日等の部活動における携帯電話等の所持に関して
 - (ア) 休日の学校内及び隣接する国民体育館・陸上競技場、南城市庭球場等で部活動を行う際は、平日同様、携帯電話等の所持または持ち込みを認めない。
 - (イ) 上記以外の場所で部活動を行う際は、以下の点に留意したうえで携帯電話等の所持または持ち込みを認める。
 - ・保護者と送迎の連絡を取る目的での使用。(ゲームや音楽、その他の機能は使用しない)
 - ・携帯電話等の管理は、生徒個人やその保護者、または保護者会で責任を持つ。上記の留意事項が守れない場合は、顧問と保護者会で協議し、その都度使用のルール等について確認をする。

15. 部活動一覧

男子バスケットボール部	女子バスケットボール部
男子バドミントン部	女子バドミントン部
男子ソフトテニス部	女子ソフトテニス部
男子バレー部	女子バレー部
野球部	サッカー部
吹奏楽部	美術部

部員の心得

常に玉城中学校の生徒としての誇りと自覚を持って行動する

- ① 指導教師(顧問等)の指導は、素直にうける。
- ② 各部キャプテンは、常に指導教師との連絡を密にする。
- ③ 各部のキャプテンと部員は、常に健康安全に気を配って活動する。
- ④ 活動中にケガや事故が生じた場合は、近くにいる教師に連絡をする。
- ⑤ 学習態度を正し、服装を整え、時間のけじめをつける。
- ⑥ 先生方や来校者へのあいさつ、部員間のあいさつも積極的に行う。
- ⑦ 職員室への出入りは礼儀正しく行う。
- ⑧ 登下校時に寄り道等をしない。
- ⑨ 必要以上の金銭は持たない。
- ⑩ 活動時は、体育着、各部のユニフォームまたは練習着を原則とする。
- ⑪ 活動場所や部室は、常に整理整頓を心がける。
- ⑫ 自己の長所を伸ばし、短所を直すように努力する。
- ⑬ 学級活動や学校行事は、積極的・協力的に取り組む。
- ⑭ 家事や家庭学習は、自主的・継続的に進んでやるように心がける。
- ⑮ 同級生は相互信頼し、友情を深める。上級生は下級生から尊敬される先輩になる。下級生は上級生から多くのことを学ぶように心がける。
- ⑯ 家族や周囲の人から「部活をさせて良かった」と言われるようになる。
- ⑰ 玉城中学校の生徒として、また玉城中学校の部活動の部員として、本校のより良い校風づくりに励む。

「凡事徹底 ～ 時を守り・場を清め・礼を正す ～」